

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

令和 8 年熊本地震等に係るメンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の活用
及び要望調査について

令和 8 年熊本地震等により被災した地方公共団体においては、多くの職員（他の地方公共団体からの応援職員を含む。）が災害対応や復旧・復興業務に従事していることと承知しています。

災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生については、「令和 8 年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和 8 年 5 月 29 日付け総行安第 26 号。以下「令和 8 年出水期通知」という。）により、心身への負担によるメンタルヘルス不調を懸念し、職員の勤務環境に十分ご留意いただくよう通知しているところです。また、令和 8 年熊本地震における災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の健康管理・安全衛生については、「令和 8 年熊本地震による災害復旧業務に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和 8 年 7 月 29 日付け総行安第 30 号。以下「令和 8 年熊本地震通知」という。）により、被災地方公共団体に対し同趣旨の通知をしています。

今なお多くの職員が災害対応や復旧・復興業務に従事しているところですが、地震発生から一定期間が経過したことなどから、職員の心身への負担が過度となることによるメンタルヘルス不調の未然防止・早期発見の観点により、（一財）地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）が実施する「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」について、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。また、令和 8 年熊本地震における災害対応が長期化しており、当面需要が多く見込まれることから、メンタルヘルス対策支援専門員を効率的に派遣することができるよう、今般、要望調査を行います。

つきましては、事業の活用を希望される場合は下記事項にご留意のうえ、ご回答いただきますようお願いいたします。なお、令和 8 年出水期通知及び令和 8 年熊本地震通知でご紹介した「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」から、事業内容や要望書の提

出方法に変更が生じるものではございません。各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対し、この旨周知をいただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1. 「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」の概要について

本事業は、大規模災害により災害対応等に従事する職員の惨事ストレス（災害発生やその対応により生じる強い精神的ストレス）の発生が危惧される地方公共団体等に対し、メンタルヘルス対策支援（心のケア）を行うため、地方公共団体等からの要望に基づき臨床心理士等の専門員を派遣するものです（公務災害防止の観点から地方公務員災害補償基金の援助を受け、安衛協が事業実施）。

要望のあった地方公共団体等に専門員が直接伺い、要望内容に応じて、①職員に対する個別面接、②職員に対する心の健康セミナー、③メンタルヘルスマネジメント支援を実施します。

①職員に対する個別面接

個別面接により、職員の心の健康状態を確認し、サポートを必要とする職員に対しては、相談窓口の紹介や医療機関の受診を勧奨（診療行為は行わない）。

②心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

職員のPTSD（外傷後ストレス障害）反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした地方公共団体等の研修の実施。

③メンタルヘルスマネジメント支援

地方公共団体等の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等を実施。

※①及び②については、対象職員の選定は各地方公共団体等が行います。

※③を希望する場合、①又は②を合わせて実施することを要します。

<URL> <https://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3>

<TEL> 当該事業に関する詳細の問い合わせ：03-3230-2021（安衛協企画課）

2. 派遣対象団体

令和8年熊本地震などの大規模災害により災害対応に従事する職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（一部事務組合等を含む。）

※被災地方公共団体の他、応援職員を派遣した地方公共団体等も含まれます。

3. 提出方法等

(1) 提出方法

別紙1「メンタルヘルス対策支援専門員派遣要請書」に必要事項を入力し、以下の提出先に送付してください。市区町村及び一部事務組合等においても直接以下提出先へ提出されてください（市区町村担当課でとりまとめいただく必要ございません）。

(2) 提出先

安衛協企画課 宛

mentaruhaken@jalsha.or.jp

(3) 提出期限

令和8年9月17日（木） 12時まで

4. その他

- (1) メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業に要する費用（講師派遣に係る謝金・旅費）は無料です（会場利用料等は地方公共団体等の負担）。
- (2) 事業利用に際しては、安衛協において、各地方公共団体等と要望内容の詳細や日程等について個別に調整を行い、順次、専門員を派遣する予定です。日程等の都合により、全てご希望どおりにならない可能性もありますので、ご了承ください。
- (3) 事業内容に関する詳細のお問い合わせは、上記1の連絡先（安衛協企画課）までご連絡ください。また、上記3(3)の提出期限以降であっても、事業利用をご検討される場合は、安衛協に適宜ご相談ください。

（連絡先）

【安全厚生推進室安全厚生係】

担 当：出口、伊藤

T E L：03-5253-5560（直通）

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp

【（一財）地方公務員安全衛生推進協会 企画課】

担 当：小此木、山田

T E L：03-3230-2021（直通）

E-mail：kikaku@jalsha.or.jp

メンタルヘルス対策支援専門員派遣要綱

制 定 平成 27 年 8 月 12 日

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日

地方公務員安全衛生推進協会

（目的）

第1条 この要綱は、大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等に対し、その要請に基づき地方公務員安全衛生推進協会（以下「協会」という。）が行うメンタルヘルス対策支援（以下「支援」という。）のための専門員の派遣に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援対象団体）

第2条 支援対象団体は、大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（以下「自治体」という。）とする。

（支援の内容）

第3条 支援は、次に掲げる事業とする。

（1）個別面接

個別面接の対象者は、（ア）本人の申し出に基づく者、（イ）人事・総務当局・上司などから参加を薦められた者、（ウ）ストレス度チェックの高得点者等を考慮のうえ、自治体が選定する。

（2）心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

心の健康セミナー対象者は、自治体が選定する。

（3）メンタルヘルスマネジメント支援（メンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等）

当該支援は、「（1）個別面接」又は「（2）心の健康セミナー」を実施する自治体の中からその希望を確認のうえ、理事長が決定する。

（専門員の派遣）

第4条 専門員は、精神科医、臨床心理士等の中から、理事長が委嘱し「メンタルヘルス対策支援専門員登録者名簿」に登録した者とする。

2 協会は、支援を決定した自治体と調整のうえ、登録した専門員の中から派遣専門員を選定し、派遣する。

3 専門員の派遣に当たっては、派遣対象とする自治体の災害等の事案の性格、規模等に応じて、あらかじめ登録した専門員の中から編成する。

（派遣の決定）

第5条 自治体が支援要請を行う場合には、別紙1「メンタルヘルス対策支援専門員派遣要請書」により、理事長に申請を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかにその必要性を審査し、派遣の可否を決定のうえ、通知する。

(経費)

第6条 専門員の派遣に要する経費は、協会が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援に必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙1)

メンタルヘルス対策支援専門員派遣要請書

令和 年 月 日

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 殿

標記の件について、以下のとおり要請します。

地方公共団体名	代表者 職・氏名 印
住所	
担当者連絡先	
所属、職名	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(説明資料の添付 有・無)

☐ 大規模災害又は特殊災害が発生し職員の惨事ストレスが危惧される団体 [内容:]
☐ その他 [内容:]

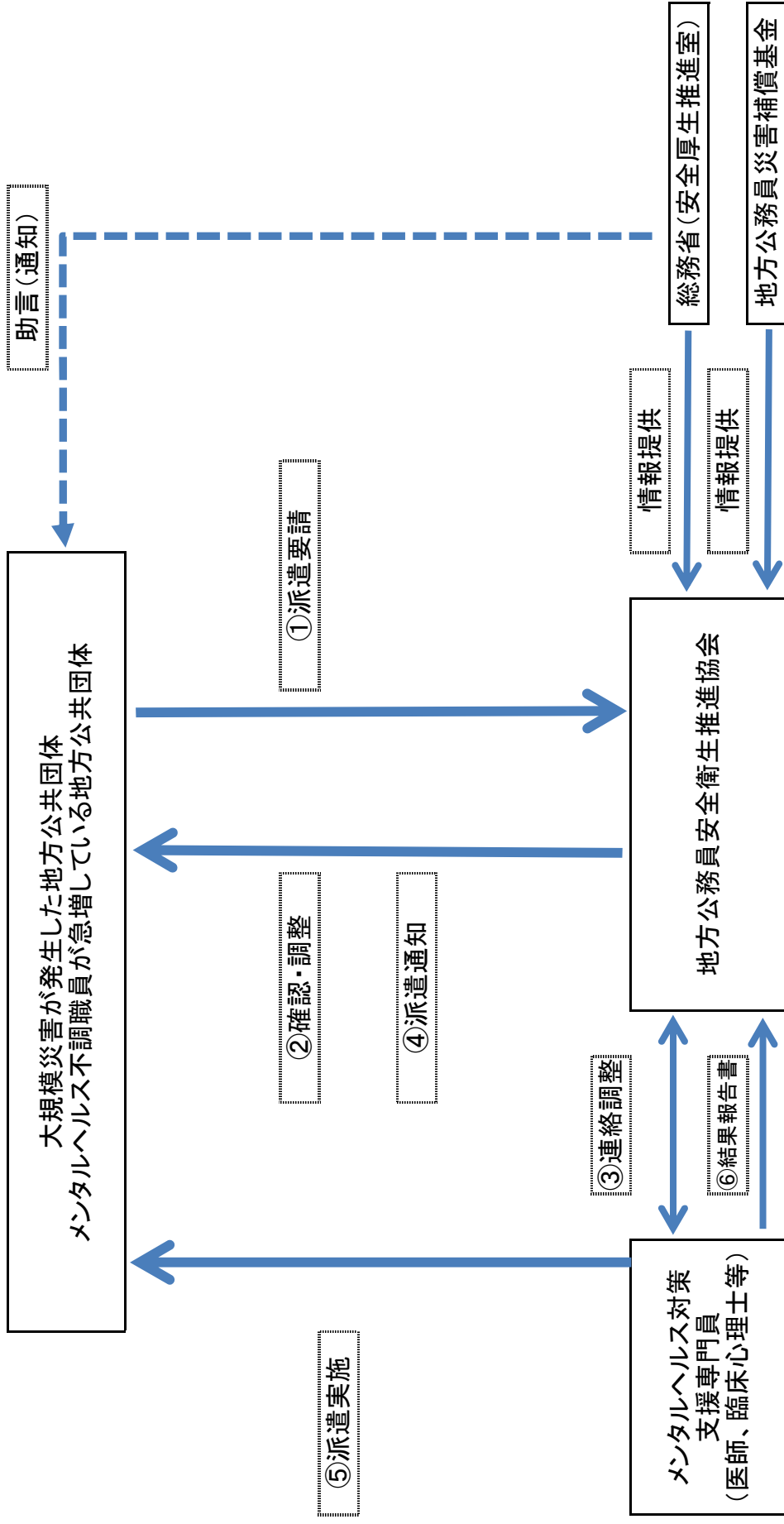
希望する事業内容(希望する事業にチェックを入れてください。(複数可))

	対象者 (例)希望者,管理職,所属 からの推薦など	対象者数	実施予定場所	実施希望時期
☐ 個別面接				
☐ 心の健康セミナー (一般職員向け、管理 監督職員向け)				
☐ メンタルヘルス マネジメント支援	支援希望内容等			

自由にご記入ください。

※一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会企画課から問い合わせがあります。日程等の都合により全て希望どおりにならない可能性がありますのでご了承ください。当協会で要望内容を確認し支援が決定した場合には文書で回答します。

メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業 派遣スキーム



専門員派遣の実施イメージ（例）

例 1（個別面談のみの場合）

時 間	活 動	場 所
9：00	事前ブリーフィング	控え室
9：30	個別面談 専門員① 1時間 × 2名 専門員② 1時間 × 2名	会議室 A 会議室 B
12：00	昼食休憩	控え室
13：00	個別面談 専門員① 1時間 × 3名 専門員② 1時間 × 3名	会議室 A 会議室 B
16：00	実施結果まとめ、助言、質疑応答等	控え室
17：00	終了	

※個別面談は、1 コマ 4 5 分の面談、1 5 分のまとめとなります。

例 2（セミナーのみの場合）

時 間	活 動	場 所
9：30	事前ブリーフィング	控え室
10：00	心の健康セミナー① (一般職員向け) 主にセルフケア	大会議室
12：00	昼食休憩	控え室
13：30	心の健康セミナー② (管理監督職員向け) 主にラインケア	大会議室
15：30	終了	

※セミナーは、90 分又は 120 分となります。

例 3（セミナーと個別面談の場合）

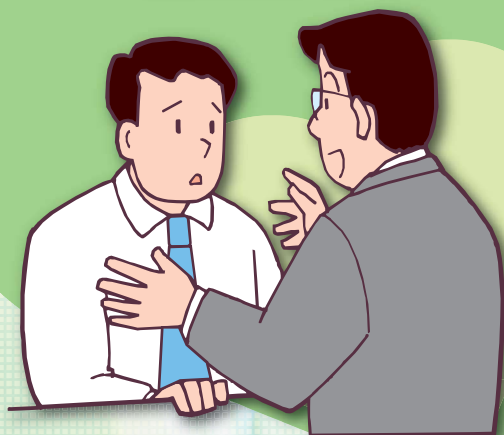
時 間	活 動	場 所
9：30	事前ブリーフィング	控え室
10：00	心の健康セミナー (例) 惨事ストレスケアについて	大会議室
12：00	昼食休憩	控え室
13：30	個別面談 1 時間 × 3 名	会議室 A
16：30	実施結果まとめ、助言、質疑応答等	控え室
17：00	終了	

メンタルヘルス対策支援専門員 をご活用ください。

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体（以下「自治体」という。）等に豊富な知識や経験をもつ臨床心理士等がお伺いし、個別面接や心の健康セミナーなどの支援を行います。

1

個別面接



2

心の健康セミナー



3

メンタルヘルスマネジメント支援



1 対象自治体

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される自治体からの要請に基づき、当協会があらかじめ登録した臨床心理士等を派遣し、自治体が行うメンタルヘルス対策を支援します。

一般のオフィスはもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、学校、交通、消防、病院など職種を問わずどこにでもお伺いします。支援専門員の派遣に係る費用は一切かかりません。

2 支援の内容

① 個別面接

個別面接により、職員の心の健康状況を見極め、サポートを必要とする職員に対しては相談窓口や医療機関等を紹介します。

※診療行為は行いません。

② 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

職員の PTSD 反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした自治体の研修会等に講師を派遣します。

③ メンタルヘルスマネジメント支援

自治体の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等を行います。

※「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」と一緒に実施する事が条件となります。

3 支援事業の流れ

1 申し込み

自治体で支援を受けたい支援項目を選定し、当協会へ要請書を提出していただきます。

（個別面接や心の健康セミナーの対象者は、自治体で選定していただきます）

ホームページに掲載する要請書にご記入のうえ、お申し込みください。

 <https://www.jalsha.or.jp/>

※応募団体多数の場合はお受けできないことがありますので、ご了承ください。

2 審査及び決定

要請内容を審査し、決定の場合は決定通知をお送りします。

3 事前打合せ

内容、日程、事前提出書類等について打合せを行います。

4 メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の実施

専門員を派遣し、個別面接、心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）、メンタルヘルスマネジメント支援の実施

お問い合わせ ☎03-3230-2021

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課